

議 案 第 47 号

摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件

摂津市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月12日提出

摂津市長 嶋 野 浩一郎

提案理由

地方税法の改正に伴い、本条例を制定するものである。

摂津市税条例の一部を改正する条例

摂津市税条例（平成16年摂津市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条中「摂津市条例等の公布に関する条例」を「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を摂津市条例等の公布に関する条例」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第9条中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第21条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第29条第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第30条の2第1項第3号及び第30条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第30条の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第30条の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第9条の3中「附則第37条の2第1項」を「附則第37条の3第1項」に改める。

附則第37条の2を附則第37条の3とし、附則第37条の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第37条の2 令和8年4月1日以後に第99条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第99条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第100条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第101条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第99条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に定めるところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合には、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合には、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算す

る方法により行うものとする。

- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第１００条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
 - (1) 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
 - (2) 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第１００条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和８年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第９条の３の改正規定及び附則第３７条の２を附則第３７条の３とし、附則第３７条の次に１条を加える改正規定並びに附則第４条の規定 令和８年４月１日
- (2) 第７条及び第９条の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日
（公示送達に関する経過措置）

第２条 改正後の摂津市税条例（以下「新条例」という。）第７条の規定は、前条第２号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第３条 新条例第２１条及び第２９条第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第２９条第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３０条の２第１項第３号及び第３０条

の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

３ 新条例第３０条の２第１項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第２９条第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第３０条の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき改正前の摂津市税条例（以下「旧条例」という。）第２９条第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第３０条の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

４ 新条例第３０条の３第１項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第３０条の３第１項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第３０条の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第４条 次項に定めるものを除き、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第３７条の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

２ 令和８年４月１日から同年９月３０日までの間に、摂津市税条例第９９条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第１０１条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例附則第３７条の２の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(１) 摂津市税条例第１０１条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第３７条の２第１項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

(２) 新条例附則第３７条の２の規定により換算した紙巻たばこの本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

３ 前項各号に掲げる製造たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。